

令和8年 第9回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年8月5日(水) 午後3時00分～午後5時05分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(34名)

1番 福島正文	2番 神田春夫	3番 安藤 勉	
5番 伊藤喜與	6番 渡邊 實	7番 菱田 昭	8番 近藤源一
9番 梶井源一郎	10番 河合法幸	11番 伊藤 登	12番 鈴木栄男
13番 加賀重彦	14番 丹羽泰彦	15番 大橋正人	16番 一柳藤雄
17番 大橋憲樹	18番 加藤孝保	19番 後藤直樹	20番 山田 定
21番 各務武雄	22番 菱田康人	23番 高野 久	24番 杉野史和
25番 伊藤弘康	26番 馬場龍美	27番 山田正美	28番 志村邦一
29番 佐溝保幸	30番 後藤勇一	31番 寺倉百合子	32番 宇佐見武司
33番 伊藤勝代	34番 堀田勝彦	35番 野津憲雄	

4 欠席した委員(1名)

4番 伊藤克美

5 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

(3) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

(4) 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

(5) 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

(6) 議案第32号 海津市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

(7) 議案第33号 海津市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

6 出席した事務局職員

事務局長 中野、総括課長補佐兼農地係長 古川、主任 堀

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 神田課長補佐、林主事

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

3 番 安藤 勉 5 番 伊藤喜與

10 会議の概要 開会（午後3時）

◎議 長

本日の出欠状況について、報告します。

4 番 伊藤克美委員より欠席の報告を受けております。本日の出席委員は35名中34名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和8年 第9回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。議事に入ります前に、本日は改選後、初の審議となりますので、配付資料につき事務局より説明させます。

◎事務局 （中野事務局長）

失礼します。事務局長の中野です。それでは事務局の方から、総会を始めます前に、総会の運営の流れ、資料の配布について説明させていただきます。本日の配布資料の上から順に説明させていただきます。

まず、議事日程、その下に令和8年 第9回海津市農業委員会の議案、1ページから9ページになります。その下に、議案案件に対する参考資料として、別記3 農地法第3条第1項許可申請に係る農業委員会審査書、先ほど岐阜県農業会議の事務局長さんが説明していただいた資料になります。ナンバー93から96、農地法第4条及び第5条の申請地の97から105、農業振興地域整備計画の変更の申出地、整理番号1から4の図面です。

続いて、別添の海津市農用地利用集積等促進計画（案）で、A3版の折ったものがついているもの。あと役職を記載した農業委員さんの名簿、配布資料を置かせていただいておりますが、そろっておりますでしょうか。大丈夫そうですね。はい。

戻りまして、議事日程ですが、こちらは本日の総会の議事について記載しております。この日程に沿って総会を進行し、記載の議案を、皆様にご審議いただくことになります。

次に、議案です。1枚めくっていただきまして、1ページでございますが、報告案件となります。事務局から報告させていただくだけの案件となります。この報告は農地法3条の3で、相続、時効取得等で農地を取得した場合は、権利の取得を知った日から概ね10ヶ月以内に農業委員会に届け出なければならないとされております。その届け出を受理した案件を、1ヶ月分まとめて報告させていただくものになります。

次に、4ページ、お願いします。農地法3条に対する審議となります。これは農地を農地のま

まで貸し借り、売り買いする場合の許可、不許可を審議していただくものです。

土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由を記載しております。今回は所有権の移転のみですが、この他に賃借権、使用貸借権の設定などもあります。議案の後ろの農地法3条第1項、許可申請に係る農業委員会審査書を資料としてつけておりますが、事務局で農地法3条2項の許可できない要件に該当していないかを審査整理して記載しております。

次に、議案の6ページを、に戻っていただいて、こちらは、農地法4条の許可申請で、農地の所有者が農地を農地以外のものにする行為になります。土地の所在、申請人、転用の目的を記載しております。

次に、8ページで農地法第5条の許可申請となります。権利の移転等を伴う農地を農地以外のものにする行為となります。こちらも土地の所在、譲渡人、譲受人、転用の目的を記載しております。

転用の案件の資料として、受付番号97から105まで、広域で縮尺した2500分の1の図面と、裏面に縮尺で1000分の1の拡大した位置図を添付させていただいております。

審議の際には、事務局より農地転用の許可の基準から、農地及び周辺の状況から、農地の区分を判断する立地の基準、許可の基準についてと、周辺の農地に被害を及ぼさないための被害防除について等を、案件ごとに説明させていただいております。この後、説明させていただきますので。

次に議案、9ページですが、これは農用地利用集積計画の議案となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構は市に対し、農用地集積等促進計画（案）の作成提出を求め、市は農業委員会の意見を聞くものとする規定されております。本市農林振興課が作成した計画案が適当と認められるかどうかを審議いただくものとなります。別添資料に、土地の表示、貸し手・受け手、設定内容等の各筆の明細を記載しております。

次に、議案の10ページですが、これは農業振興地域整備計画の議案となります。

農業振興地域整備に関する法律の施行規則により、農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農林振興課が作成した計画案が、適当と認められるかどうかを審議いただくものとなります。

農業振興地域整備計画は、優良な農地を保全するとともに、各種施策を計画的に実施するため、市町村が定める総合的な農業振興の計画であり、計画の中で定めている農用地利用計画は、今後10年以上にわたり農業上の利用の確保すべき土地、及び、農用地区域内の農業上の用途を指定している計画です。

農業振興地域整備計画の変更は、原則、年1回とされております。本年4月1日から6月30日の除外等の申出期間に受け付けました案件計画が変更となっております。なお資料として位置図を添付しております。

以上が審議いただく議案の基本的な構成となっております。他にも年に1回または数回程度にご審議いただく案件もございますが、その際はその都度ご説明させていただきますのでよろしく

お願いします。

なお、議案等につきましては、多くの個人情報が含まれておりますので、公務員としての守秘義務、個人情報の管理は十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

総会は議事録をとりますので、ご発言は議長から指名されたのち、係がマイクを持ちますので、マイクを通して、議席番号とお名前を発言されてから、質疑、ご意見等されますように、よろしくお願いします。事務局から以上となります。よろしくお願いします。

◎議 長

只今の事務局からの説明に、ご質問等ありますでしょうか。

ご質問もないようですので、それでは只今より、令和8年 第9回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、3番 安藤 勉委員、5番 伊藤喜與委員を指名しますので、よろしくお願いします。

続きまして、日程第2 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

1ページをご覧ください。

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

農地法第3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和8年8月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

2ページ及び3ページのとおり、18件の届出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

続きまして、日程第3 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

4 ページをご覧ください。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年8月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号93番 海津町馬目字道上●●●●番 外2筆、畑、計835㎡

譲渡人、三重県桑名市、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

受付番号94番 平田町今尾字四ツ谷●●●●番 外6筆、田畑、計13,013㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、平田町、有限会社 ●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

受付番号95番 平田町今尾字中区●●●●番 外9筆、田、計6,568㎡

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大

受付番号96番 南濃町上野河戸字北条●●●●番 外1筆、畑、計1,380㎡

譲渡人、羽島市、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。質問意見等がございましたら、挙手願います。先ほど来、受付の段階で、事務局がそれぞれ審査して、そのような資料もついておりますが、何かございますか。

今日初めて見られる資料ばかりですので、よろしいでしょうか。

【挙手する者なし】

◎議長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議長

挙手全員ですので、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第4 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

6ページをご覧ください。

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年8月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号97番 海津町鹿野字村内●●●●番 外2筆、田、現況宅地、計580㎡。

申請人、海津町、●●●●。転用目的：こども園(貸 遊具施設敷地)

この案件の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40%を超える第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号98番 海津町鹿野字村内●●●●番 外3筆、田畑、現況宅地、計643㎡。

申請人、海津町、●●●●。転用目的：一般個人住宅(倉庫・車庫・庭)

この案件の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40%を超える第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号99番 海津町鹿野字村内●●●●番、田、現況雑種地、168㎡。

申請人、海津町、●●●●。転用目的：こども園(貸 駐車場)

この案件の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40%を超える第3種農地で、被害防除では、南面が農地ですが、コンクリートブロック積みを施工され他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号100番 平田町今尾字南区●●●●番、田、現況宅地、437㎡。

申請人、平田町、●●●●。転用目的：一般個人住宅

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんする第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号101番 平田町三郷字宮前●●●●番、畑、現況宅地、204㎡。

申請人、愛知県海部郡大治町、●●●●。転用目的：一般個人住宅(物置)

この案件の農地区分は、相当数の街区を形成している区域である第2種農地で、許可区分で

は、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、西面が農地ですが、境界にコンクリートパネルが施工されており、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号102番 南濃町羽沢字川原北●●●●番、畑、現況雑種地、35㎡。

申請人、南濃町、●●●●。転用目的：焼却炉展示場

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に駒野駅・城南中があり、幅員4m以上の沿道区域である第3種農地で、被害防除では、北面・東面が農地ですがL型擁壁・側溝が施工されており、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

なお、図面が載っておりますので、これを参考にますとよろしいかと。受付番号97番から99番について、13番 加賀委員お願いします。

◎13番 加賀委員

受付番号97番の案件については、申請の目的は、こども園です。

申請人は、●●●●こども園を運営している社会福祉法人の理事長であり、隣接のこども園と平成13年頃から一体利用されている追認案件です。

また、受付番号99番は、こども園の駐車場として、令和2年頃から、造成し利用されていた追認案件で、それぞれ是正されるものです。

次に、受付番号98番の案件は、一般個人住宅で、申請人は、昭和63年頃から、北側の住宅敷地の一角として利用されていたこれも追認案件で、その是正をされるものです。

いずれの案件も、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号100番からは、改選前の委員さんの承認案件ですので、事務局より補足説明をお願いします。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

受付番号100番の案件は、申請の目的は、一般個人住宅です。申請者の父が、平成7年に住宅を、また、一体利用地である南側宅地に車庫を建築し、住宅敷地として利用されていた追認案件です。

次に、受付番号101番の案件は、申請の目的は、一般個人住宅です。申請人は、昭和48年に、東側で住宅を建築した折に、併せて住宅敷地として一体利用していた追認案件です。

次に、受付番号102番の案件は、申請の目的は、焼却炉展示場です。申請人は、平成8年頃

から造成し、利用されていた追認案件です。

いずれも追認案件であり、その是正をされることを目的に申請されたもので、問題ないと判断させていただきましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから、また、事務局から意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

◎議 長

29番 佐溝委員。

◎29番 佐溝委員

13番の加賀委員から報告というか、ありましたけど、お聞きしたいのは、現地を見てみえますか。現地の物件を見てみえるかどうかの返事をお伺いしたいと思います。

◎議 長

13番の加賀委員。

◎13番 加賀委員

3つのすべて見ています。●●●●園の周りの土地ですので、見ています。

◎議 長

その他の方ございますか。よろしいでしょうか。それでは、質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

8ページをご覧ください。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年8月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号103番 海津町鹿野字村内●●●●番、田、現況雑種地、76㎡。

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、社会福祉法人 ●●●●。

転用目的：こども園 駐車場。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40%を超える第3種農地で、被害防除では、南面が農地ですが、コンクリートブロック積みを施工され他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。なお、受付番号99番の案件と一体利用される案件となります。

受付番号104番 海津町平原字尾代●●●●番、畑、59㎡。

譲渡人、三重県桑名市、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40%を超える第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号105番 南濃町駒野字柚ノ木●●●●番 外5筆、田畑 計2,780㎡。

譲渡人、養老郡養老町、●●●● 外4名。譲受人、千葉県八千代市、●●●●株式会社。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、概ね500m以内に駒野駅がある第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

◎議 長

はい。説明が終わりましたそれでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号103番について13番加賀委員、お願いします。

◎13番 加賀委員

受付番号103番の案件については、申請の目的は、こども園駐車場です。

譲受人は、●●●●園を運営している社会福祉法人であり、令和2年頃から、受付番号99番の申請地と一体利用されていた追認案件で、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号104番は、改正前の委員さんですので、事務局より説明求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

はい。受付番号１０４番の案件については、申請事由は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地西側の宅地と一体で、住宅敷地として取得されるもので、問題ないと判断させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎議 長

はい。続きまして受付番号１０５番について、３１番寺倉百合子委員お願いします。

◎３１番 寺倉委員

受付番号１０５番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい。それでは、担当地区の委員さん、また事務局からの説明をたまわりました。質問意見等ございましたら、挙手願います。

◎２２番 菱田委員

はい。１１５番の案件に関して、譲受人が千葉県八千代市っていうことで、うちにもたまに、ここじゃないですけど太陽光発電なんかの案内といえますか。誘いは郵便で来るわけですけども、こういう太陽光発電が可能なのですかね。規制等というものに関しては、またその環境破壊とかですね、緑が減るとかってそういうのは、この農業委員会の検討対象には入らないのですか。もう、申し込みがあったらもう受けるという考え方でよろしいでしょうか。

◎議 長

事務局。

◎事務局（中野事務局長）

基本的な考えとして、農地法に照らし合わせて、そこが許可基準に合うものであれば、その許可をしていくということで、海津市においては、特に太陽光に対する規制は設けてない状況ですので、基本、農地法に合わせた基準に、あっていれば申請を受け付けて、許可がおりていくというような状況ではあるかと思います。

◎22番 菱田委員

あともう1点ですけど、会社に勤めている関係で、何か取引する場合は、反社会的勢力ではないとか、あと今よく問題あって外国人、外国資本ではないのかを、いろいろな検討する場合がありますが、農地の移転に関しては、そういう反社勢力ではないか、外国資本が入っていないかは、まだその対象にはなっていないという考えでよろしいでしょうか。

◎議 長
事務局

◎事務局 (中野事務局長)

外国資本については、規制の対象にはなっておりません。あと、反社勢力かどうかという点については、県に確認をとって後日ご返事させていただきます。

◎22番 菱田委員

はい。わかりました。はい。ありがとうございました。

◎議 長
その他の方。

今回は太陽光の申請が少なかったですが、今までは、毎回数件ありました。ただ、農地法の中では、生産性の低い農地は、要するに何を作ってもだめだというような農地について、再利用、土地を有効活用するというような案件で出ていました。特に、南濃地区で太陽光の申請がありました。

はい、5番 伊藤委員

◎5番 伊藤委員

はい。太陽光の話で、この申請はいいですが、隣地の許可得ているのか。太陽光で迷惑している人が結構見えますので。

◎議 長
事務局。

◎事務局 (中野事務局長)

お答えします。今は、隣地承諾はもらわないことになっていまして、ただ、勝手にやっているということではなく、周辺の方には、説明していただくお願いはしています。

◎5番 伊藤 委員

特に南濃町は、258号線沿いに、ブラック街道といわれるくらい、会社のゴミ捨て場のようになっていて、そういうことに、いつも苦慮しています。

◎議 長

10番 河合委員。

◎10番 河合委員

1つだけ確認で、こういった会社の名前を、今スマホで調べたり、リアルタイムで、このスマートフォンを使ったり、使用許可OKでしょうか。

これで得た情報が、不正確な情報も書いてあるわけですけど、この会社の創設から今パッとわかるわけですけど、風評被害、風評だとか、口コミっていう形でも、そこも今、検索で見たわけですが、それを例えば、これを見たからって、それを反映して質問するっていうことは不可ですね。

事務局がこの会社のことを調べて、報告するっていう話でいいのですが、僕世代は、何人かは探されてみえると思うのですが、これ終えた情報だからといって、それが、信憑性があるとはわからないので、こちら、質問しませんが、スマートフォンを使ってリアルタイムで検索していてもいいということよろしいでしょうか。

◎議 長

疑問点があれば。その点疑問点を言われて、窓口で受付のときの段階で、どの程度それが、当然それも審査しておるとか、そういう返答もできるものだったらしていただきますので。基本的な書類関係は全部、窓口で審査して、案件として上がってとると思います。中には、聞いている中では、なかなか書類が通らんというふうに拒否しとるものもあるように聞いております。

◎事務局 (中野事務局長)

聞いていただければ、その場ですぐに回答できる部分もあるかと思いますし、できない部分はまた後からご回答させていただくというご返事になる部分もあるかもわかりませんが。

ご質疑があるならしていただければいいかと思います。よろしくお願いします。

◎議 長

よろしいですか。

◎22番 菱田委員

はい。

◎議 長

22番 菱田委員。

◎22番 菱田委員

全部を諮るのですか、例えば105番だけ反対してもできるのですか。

太陽光に関してちょっと個人的にはちょっと気に食わない。

◎議 長

それなりに1つの反対理由も1つ述べていただきたいのですけどね。ということは、なぜかと言われては、もう今後、事務局の方も受付の段階で、こういう意見がありますということで、とらえたいと思います。

◎22番 菱田委員

でもこれ採決するわけですよ。

◎議 長

ですから、それなら一言、こういうことでということも言っていただきたいと思います。

◎22番 菱田委員

この機会にですか。

◎議 長

はい。せっかくですので。はい。

◎29番 佐溝委員

番号でやれば、いいじゃないか。一括でやる必要ないやないか。一括してやらないとあかん理由は、何があるのか。そんなもんで、きちんとした回答も出ていないのに採決できないやろ。

逆に、だから一括でないとあかんというのは何や。

◎議 長

先ほどの取りまとめの質疑の関係でございますけど。委員さんからご意見もございました。

この件につきまして、1件ごと採決させていただきますがそういうことでよろしいですか。

◎25番 伊藤委員

農業委員にそんな権限あるのか。違法でも合法でも、海津市は条例もないし、それで決めてもらっているのかと逆の心配があるけどどうですか。例えば、議会が責任を持ってこういうのはだめですよって、海津市は出ているわけではないですよ。たまたまニュースとか、なんかネットなんかで噂になっような会社やと思うが、だめだという法的な裏付けとか、公的な裏付けか何かあるのか。あれば、もうそれはもうだめだっていうけども、海津市にそんなことがないようなこと、さっきおっしゃったので、そこの辺を押さえてから、個別の採決と思いますけど。そんな責任はとれないのでお願いします。

◎事務局（中野事務局長）

すみません。私の認識が間違っておりまして、大変申し訳ございません。議案として一本のものとして挙げさせていただきますので、申し訳ないですが、極端なこと言って、太陽光が反対であれば、その議案の中に1つ反対があるという意味で、その議案に対して、反対という表明をしていただく形になります。

この議案31号の1議案ですので、それをバラしてしまうということではできませんので、一括の採決で、その中に、反対部分があれば、それを反対っていう表明になる。ということにご理解いただきたい。バラすることができないのは、一本の議案ということになっておりますので、そこをご理解いただきます。私が誤った見解で進めようとしたので、申し訳ございません。1議案として、賛成反対を表明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎29番 佐溝委員

今、事務局の説明は、要は自分たちが31号議案で、この3つ挙げたから、それはあんたたち事務局の勝手や。すべてが、反対意見があったとってやるのではなく、まさしく、分割してこれはやるべきじゃないかという意見があるのなら、この2つだけ取って、これは保留にするとか、そういう対応が必要だっていうことですよ。

31号議案1つで出したから、一括採択しかできませんなんてことはない。それやったら、取り下げろよ。事務局が、31号議案は本日取り下げますと言えよと思うよ。だから31号議案の、意見がいろいろ言ったもので、105番については、採決を保留して、3番4番は、採決します。やったらわかるけれど、どう。まず、それが普通やないのか。

◎議長

31番 寺倉委員。

◎31番 寺倉委員

これ太陽光だから反対ということですか。現場を見ていただければわかると思いますけど、本当は田なのですけど。もう、つる草で覆われて、森林のようになっている。田と言っても、畑の

ように水も入らない、荒地のようになっているのですけど。私、見さしていただいて、私が農業委員になった頃からずっと同じ状態で、もうつる草だらけで毎年うっそうとしている状態です。

太陽光しか利用価値がないというと、大げさですけども。それしか利用価値がないのかなということで、私、判を押さしていただきましたが、これからやっていく上で、太陽光やで反対や他の理由はない。そこまで、太陽光しか利用価値がないというようなところで、地権者の方々に、太陽光やで反対できるのでしょうか。

田んぼの管理ができないから、地権者は太陽光でも使っていただければいいかなということで了承されたと思うのですけど。

私、相手の方がみえた時に、太陽光でも管理できなくなっているとか、それから綺麗にしてあるとはどういう感じで違うのですかということをお尋ねしたら、年に2回は、下の草の管理をしているとおっしゃられたのです。もし、その年2回で、草が繁茂していればまた言っていたければ、会社として、その、土地を綺麗にする、草刈をすると言われました。

そして、その太陽光をやって、年季が10年なら10年、15年なら15年経ったときに、このやりっ放しっていうことはあるのですかということをお聞きしたら、今、太陽光を壊すのに企業として、その積立金をするのが義務化されているっていうことをおっしゃったのです。

それをお聞きしまして、いろいろお話をさせていただいて、判を押ささせていただきましたけど。これから私達の方、南濃町の方は鳥獣被害とか、畑がもう藪のように、森林のよにというか、もうモサモサですけど、そういうときに、これから自分が、責任持って印鑑押していくのに、太陽光だから反対しますっていうことが私には言えないのですけど、他に何かお断りの理由があれば、そのようにまた地権者さんにも申しますけど。ちょっと検討していただきたいと思います。1度現地行って見ていただきたいと思います。

◎25番 伊藤委員

責任もって賛否できないって言ったら、そんなところで、そんな権限が、我々に与えられているのかなと。例えば行政が、こういう規制をかけますよって、これ以外はだめですよっていう法的な裏付けがあれば、条例なり、それに基づいて我々が判断すればいいが、人の財産権まで侵害するようなことを合法的に認められているものを、今我々の判断だけで、禁止させていいのかどうか。

そんな権限をもらって出てきているつもりはないので。そこら辺を、ちょっと冷静に考えてもらって、ネットでは確におかしいだろうと言われているようなところだということは、わかるような気がするけども。ただ、違法でないのを権限もないのに、反対はできないようなイメージ。ちょっと、言葉知らないので申し訳ないけども、そんな気がするので、保留なら保留でもいいけども、いつまでもほかっておく訳にもいかないの。その裏付けを、我々の、私の気持ちを整理するための、法的な公的な裏付けを教えてください。それなら、判断できます。賛成か反対か。だけど今の状態だと、ネットニュースに踊らされとるみたいな馬鹿な人間に見えるので。ち

よっと、我慢なりません。以上です。

◎議長

はい。事務局。

◎事務局（中野事務局長）

審議に関しては、申請受付けてから3週間以内に、農業委員会の意見を付して、県の方に進達するってということが、期限として定められています。先ほどの判断基準のことにつきましては、農地法上の中で、農業委員さんの審議のもとこれは許可相当なのか、反対が多ければ、不許可相当という形で、県に進達をする。あとは県の方で、最終的には、許可、不許可という形で決まります。今、この海津市の農業委員会としての意見は、許可相当なのか、不許可相当なのかっていうのを、この場でご審議いただいているところです。本日、こういう形でお願いしている状況ではあるのですが。

◎議長

法的裏付けはないのですね。

◎事務局（中野事務局長）

駄目な根拠はありません。

◎議長

17番 大橋委員。

◎17番 大橋委員

事務局さんに1つお尋ねしたいのですが、これ申請があった場合、この●●●●株式会社さんの、過去の決算報告書とかを、調べられてはいるのでしょうか。そこをちょっと伺いたいです。

◎事務局（中野事務局長）

お答えします決算書は調べてないです。そこの事業計画だとか資力が十分あるかだとかは審査対象になっておりますので、その辺りは審査しております。

◎17番 大橋委員

はい。資本に関しては決算報告書にありますが、逆に負債の方とかの報告はどのようになつたかっていうのを、ちょっと知りたいところです。

やはり、1回、太陽光やっちゃうとずっといきます。そこで会社の責任って相当、大事なもの

になってくると思うんです。やはりそこは資金が、資本、とても大事になってきますので、その調査もしっかり行った方がいいのではないかと思います。以上です。

◎事務局（中野事務局長）

わかりました。今後、その辺りは検討させていただきたいと思います。

◎9番 梶井委員

初めて出席させてもらって、ちょっとわからんかどうかなんですけど。今ちょっと議論を事務局の方にご質問したい。今議論していると佐溝さんがおっしゃられた。今いろんな物件はこの1つの議案でまとめて出されているじゃないですか。

例えば、次、今回のこの議案の中で10件あって、そのうちの1件が、誰が見てもおかしい物件だになっていうときに、10件をまとめて出されて、一応1件のために、議案は承認できませんよねって皆さん言ったら9件はOKなのに、9件は足を引っ張られるってことですか。というとやっぱり1件1件。議論するという気がするんですけども。

今後、太陽光の話とこの1件1件との話をどういうふうにまとめて承認っていう問題あるもので、ごっちゃになっていると思うんですけども、太陽光の話はちょっといろんな、ご意見が皆さんあるもので。一遍には答えが出るかもしれないですけども、佐溝さんおっしゃられた、まとめて、マルカバツかっていうのは、いかがでしょうかという件について事務局の方から教えてもらいたい。全体がマルか全体がバツかという話みたいに聞こえちゃうのも変かなと思うんです。

◎事務局（中野事務局長）

すいません。返事が遅くなりまして、

一応ですね今まではそうですね梶井委員さんおっしゃるように、まとめて、4条だったら、4条ばかり固めて1議案。3条だったら3条ばかり固めて1議案という形で、進めてきましたけど、確かに梶井委員さんおっしゃる通りの部分もありますので、ちょっと今後議案としてですね、例えば、3条の議案が1番2番3番ですべて3条の議案をバラバラで上げ、進めていくということもしなければとは思いますが、一応、他の市町のことも調べたいのとあと、岐阜県農業会議員の方にもちょっと確認をとりたいと思いますので、ちょっとこの場ご返事することはちょっと難しいんですけど、おっしゃることはよくわかりましたので、検討をさせていただきたいと思います。

◎議長

22番 菱田委員。

◎22番 菱田委員

25番、伊藤さんが先ほどおっしゃったことに関連するのですが、この委員会としてですね、最終的に賛成するか反対するかというときのその判断基準というのは、わからなくなってきました、例えばですが、実際その事務局の方から、法律的に照らし合わせてこれは問題ありませんということでご承認をお願いしますというふうに出された場合、本来であればもう、法律であれば問題ないというものはわかりました賛成ですというのは、多数になってしまうと思います。ただ、多くの委員が出てきて、手を挙げて、賛否取るという意味は、やっぱりその、委員個人個人の心情だとか考え方っていうのも反映されて、なされることなのじゃないかなと私は思いますですから、委員が今どういう考え方でいいのかとか、農業委員会として法律的な問題というふうに出されたにしても、各委員の心情がちょっと反対っていう場合もあってもいいのじゃないかなというふうには私は思うのですが、皆さん、いかがでしょうか。

◎議長

11番 伊藤委員。

◎11番 伊藤委員

今ずっと話を聞いていますが農業委員会というのは、要するに許可のできる土地かどうかという判断ですよ。

例えば使用目的も、重大だと思えますけども太陽光発電を設置するかという目的であって反対する理由はないんですよ。ただその業者が、良からぬ業者だからいいのかって話ですよ。そこまで、この農業委員会立ち入ることができるのですか。

要するに許可申請のあった土地は、太陽光発電をすると、太陽光発電するには問題ないと、農業委員会で判断すればいいじゃないですか。要するにその業者がどういう業者かというのは、譲渡される人たちが判断されることであって、この農業委員会で判断することじゃないと思うのですけどもどうでしょうか。

ただその業者の内容があれば地区の代表者の方に、市、所有者、譲渡人の方に、そういう内容がある業者ですよと言っていていただくことはいいと思うのですけども、農業委員会として、使用目的が太陽光発電は問題ないのに、この業者だから反対するということはおかしいと思います。どうでしょうか。

◎議長

13番 加賀委員。

◎13番 加賀委員

今、伊藤さんがおっしゃられた通りで、太陽光発電をやるかやらないかっていうのは、その会社とそれから施主というか土地を売るとか、その方との契約なんですね。先ほど決算どうだとか

言われましたけど、決算もその会社が大丈夫かどうかというのは、その売る人だとか買う人が決める話です。

太陽光発電だけ問題になっていますけれど、例えば住宅を建てるからってということで譲渡したり貸したりする場合に、その住宅会社調査するということをここで議論しますかって話です。

それは何に利用するかは、その土地の持ち主の判断で我々が判断するのは、売買される目的だとか貸す目的が法律に合ってるかどうか、違法性がないかどうか、それから一般的な道德、コンプライアンスで言えば、倫理だとか道德だっという話もありますが、その辺も含めて、近隣の人には、被害およぼさないとか、その辺が判断基準になるべきであって、太陽光だからどうのという、そういう判断ではないと思います。

◎議 長

34番 堀田委員

◎34番 堀田委員

今まで皆さんの話いろいろ聞いて思ったのですけど。105番の案件が主題となっているようですね。そもそも、何でだめなのかというその先入観で話をされている気がします。

確かこの業者さん、私の記憶では前に確かこういう事業で案件があったように記憶しております。その後、何か地域からクレームがついたとか、そういうことを私耳にしておるのなら、確かに業者さんの的にはよろしくないかなと思うんですけども、そういった噂も皆無なのに何か皆さん先入観持って話されてみたいにみえるようですので、これ議事録、当然公開されますけども、こういった意見が、例えばです、先ほど寺倉委員が、経過、土地の状況とかをお話しされました。当然現地も行って、太陽光の場合、事務局の方でも説明がありましたけど、今は隣地の人、承諾云々とかは、緩和されているんですけども、実際案件がこうやって、私も南濃町ですので太陽光の案件はちょくちょくあります。実際に私、業者さんにいろいろ話を聞くのですけども、これからの設置後の管理とか、クレームの対応に関して、私も、結構深いこと等立場上聞くんです。

実際やっぱそういう場面に立ち会っていると、迂闊な気持ちで本当に判子を押せないと思うんです。十分方の業者さんの話も聞いて、隣地の例えば農家さんなり、住宅に住んでいる方の話も聞いて確認をとって、担当地区の委員さんは、申請書に判子を押しているわけなんです。

そもそも、この総会に出てくる案件というのは、もう法的にも海津市の条例的にもすべてクリアした案件しか表記されてないんです。今後、ひょっとしたら問題出る恐れがあるということは可能性としてはありますよ。しかしながら、すべての条件をクリアした案件が、ここに表記されているわけで、なおかつ、4条、5条に関しては意見を求めるので海津市の農業委員会の総会において、一応採決までするんですけども、これが県の方に申請が上がって最終的な判断は県の方が認否を決めるので、我々がもう承認したかからこの事業は確実に始まるんだということではないんです。

それを皆さん理解していただいて、意見を述べていただきたいなど。反対なら反対で、例えば、こういう理由で、私は反対だと。それぞれいろんな心情があらうかと思います。だけど法律や条例にすべてクリアしている案件に対して、自分の感情だけで反対するっていうのは、後でこの例えば業者さんなりこの地主さんなりが議事録見たときに、どういう思いされるかなと、業者さんも当然、計画して下調べして、長い程の時間かけてこの事業に取り掛かっている。

当然、金銭が伴っていますからやっぱりすんなりと申請が取って事業がスタートすれば当然無駄もない。余分な損失もかからないですが、不許可とかで事業が、その理由づけがもしあれば不許可相当なら企業の責任になるんですけどもなんにも企業に瑕疵がない。不備がないのに、我々が反対したとき、多分企業としては、賠償請求するのじゃないかなと。弁護士立てて、そこまですると思いますよ。そのときに、こういう理由で我々農業委員会の方は反対の理由がないと、当然裁判したとき、負けちゃいますから。

極端な話をしましたけども、やっぱり企業は、彼らも真剣に事業取り組んでいますから、我々も真剣に対応しないといけないなど。感情だけで物申しても前に全然進みませんので、皆さんの意見聞きながらそんなようなことを感じましたので、参考になるかどうかちょっとわかんないですけどもその辺のことも考慮していただいて、審議の方を進めていただきたいなと思います。以上です。

◎議 長

6 番 渡邊委員

◎6 番 渡邊委員

先ほどからいろいろご意見か聞かさせていただきました、農業委員として私もここへ出てきておりますが、農業委員っていうのは、農地をいかに農地として活かす方向を求めて、みんなで審議するっていうところだと思うんですけども、ここへ出てくる案件はその農地以外にいろんな、可能性を求めてそれぞれの個人的な理由があって、いろいろ出される案件が多いと思うんですけど、先ほど寺倉さんがおっしゃったように現場を見て、いかに農業委員が農地をそのまんま活かして欲しいと思ったって、それが無理な土地に関しては、農地の有効利用ということで、当然それは自分たちのときはそのまま使っていても仕方ないけど、だめであれば自分なりの方向づけでいろんなことを考えて今回の対応っていうふうになったと思うんですけど、先ほども言われたようにやはり農業委員が、転用される太陽光の会社がどうのこうのっていう、先ほど言われたように堀田さんが言われたようにそこまで考える必要はまずないと思うんですけど。

我々はともかく、基本的には、農地は農地のままでやって欲しい。だけど、それがどうしてもできないのであれば、農業委員が見に行っても仕方がないのなら、そういう方向で頑張ってくださいということで、一応相談にのるというような形もあって、判子を押すというふうになると思うんです。だから、私も SNS っていうのはあまり好きじゃないんですけど、この太陽光の会社

がどうのこうのっていう以前にその会社に関しては先ほどから出ておるように我々がそこまで責任持つようなことでもないし、その契約された本人がいいと思って、契約されとるそしてましてや、事務局の方が言うたように、近隣の住民には十分な説明をするようにという指導もしておるということで、そこら辺は、我々としては理解してともかくその農地を持っている方のことを考えて、まして寺倉委員が行って現場を確認して、太陽光にするのならっていうふうに決めたのやったら、まず我々はそれ以上のことを、その土地に関して、望むことはないと思います。

◎議長 長

29番 佐溝委員。

◎29番 佐溝委員

今の件は、太陽光作るのでだめと言うつもりは全くありません。実施する法人が、それだけの能力があって、撤退してしまうような法人かもしれないので、事業だけを譲渡してしまうような法人なのかというチェックだけはする必要があるのではないかな。だから、太陽光だからだめのつもりはありません。会社については、役員が、外国人みたいな名前ですので、役員が外国人の、外国人の法人なのか。それと決算書、普通はそれだけの事業を遂行できるだけの会社なのかと、今度その太陽光の設備投資に大体幾らかかるとかというのは、計画で分かると思いますけど、それが遂行できるだけの企業なのかというのは、決算書とか見せてもらったら、こんな事業できんやろうこの会社という可能性があるものですから。その辺をきちっと判断した上で、結論を出せば、太陽光だから反対というつもりはありませんけれど。

そういう事業をし、あるところなんかですと●●●●が貸してくれって来て1年目の借地料は借地料半値、2年目から払わないのです。それで返せという、借地権があるので半分よこせって言出したんですよ。そういうことだってあるものですから、ある程度のそういう能力ができる会社かは事前に判断を必要な会社の財務諸表を2期の3期を出してもらって、そして、海津市でもう他の地域でやってみえる会社みたいですので、その辺のところもあるんでしょうけどそういう判断が必要じゃないかということで、今は保留にしたらどうですかというのが私の意見です。

◎議長

はい。事務局。

◎事務局（中野事務局長）

いろんなご意見いただきましてありがとうございます。ま先ほどの山田事務局長さんの資料の方に目を通していただきたいのですが。5条の転用許可の基準を見ていただきたい部分を話されたと思うのですが。新任者研修の資料の12ページを見ていただきますと、農地法5条第1

項の規定による許可申請書ということで、これが申請書で、その中ほどの2番の許可を受けようとする土地の所在地等に、立地基準というのがあります。これは農振農用地、農用地しか使えない農用地か。農用地でないものについては、1種農地、2種農地、積極2種農地その他、3種、このいずれかの農地で立地基準に照らし合わせてみます。

それとあと転用の計画も見えております。これが一般基準と言われるもので、その必要性、緊急性は本当に妥当なのかということで、うちの方で書類を見させていただいております。13ページ見ていただきますと、資金調達についての計画ということで5番であるんですけど、一応その会社の残高証明等をつけていただいて、計画の資金計画書を出していただいて、その中でその計画はちゃんとできるのかってということで、実現可能な資力を持っているのかっていうところも審査しておりますし、6番の転用することによって生ずる付近の土地の影響、作物に被害が及ぼすことがないかということで、これも一般基準として、周辺営農の支障はないかという部分も見て、その中で判断して議案として出せるのかってということも見て、出させていただいていることになりますので、そういうことをご審議いただきたいかと思えます。

本日一応3週間以内に進達、結果を出さなければいけないこともありまして、大変本当にいろいろご意見いただきましたけど、本日、採決をいただきたくよろしくお願いします。

◎議 長

22番 菱田委員。

◎22番 菱田委員

先ほども確認したんですけども、事務局の方で法律的に問題ないと、今おっしゃったように、その他の物に関して問題ないというふうに出されたものに対して、例えば委員会として反対しなければならない場合は、どういう場合があるのか。

◎事務局（中野事務局長）

答えになるかどうかわかりませんが、一応申請を上げてみる段階で、うちの方で書類審査して、その中で、これだめだろうと思われるものについては説明しています。あとご判断は、それぞれの農業委員さんのご意見の中で決められていくことだと思いますので、お願いしたいのは農地法に照らし合わせて、いいのか悪いのかってということでご判断いただけるとありがたいのかなと思います。あとはそれぞれの農業委員さんのご意見になるかと思えます。

◎22番 菱田委員

各農業委員の考え方っていうのは、個人的な見解等も含めないということになった場合例えばどんなふうに判断したらいいかなと考えてしまうのですが、例えば、太陽光発電ということで出てるんですけども、その他に選択肢がないのかって言うこと等も考えないかなということ。

例えば農地を守るっていうこと、農業を守るということを考えた場合、果たして本当に太陽光でいいのかと言って、考えて他に何か選択しないかというのを、農業委員もしくは事務局の方で提案できないか思うのですけども、太陽光の会社も云々っていうのはあるだろうし、それから、中には環境的なところにちょっと太陽光はという方もいらっしゃると思うんですね。

そういうのを出せないとなった場合、農業を守っていくっていうところでどういう判断するかっていうのが1つの判断基準になると思います。その時に他の選択肢っていうのが考えられたかどうか。可能性があるのかどうかっていうところまで、聞けたらいいなと思うのですけども、いかがでしょうか。

◎議 長

これは、それは先ほど、地元の委員さんが言われたので、長期に渡ってそのような経過を言われましたように聞きましたけど。はい。25番 伊藤委員

◎25番 伊藤委員

だんだん考え方も、僕としてはまとまってきたんですけども。法律以上のことを我々がやったらあかんというふうに、僕は今結論出しました。それから、その他の意見があることは、行政に対する意見として取り上げてもらって、ちょっと切り分けた方がいいような気がするね。初めてこんな役について出てきて、どうなんかなあと思ったけども、やっぱり法律以上のことは、我々は権限与えられとれへんという思いを強くしておりますので、採決とってもらってもいいのかな。意見は意見として、大体大分出とるんで記録だけ残してはどうか。

◎議 長

それでは先ほどから、もう少し様々なご意見が出ておりますが、実質、言われましたように、当事者の方の契約に対して、立ち入ることまではできないと、私は思っております。

その他に言われましたように、農地をどういうふうに守ろうか。だけど、ご意見がありましたように、再生化、活用がもうその他に見当たらない。管理できん。高齢化とかいろいろありまして、雑木林になっておるような話でございましたけど、それなら代わりに何かというものがあれば、またそういうご意見等があればいいんですけど、今現地の委員さんは、もう数年にわたって、そのような状況にあるものはやむを得ないという発言、説明があったように私は解釈しておりますので、それぞれのご意見等もございましたので、ご意見はご意見として、当然、記録されております。ただ佐溝さん言われたように、1件1件というのは、事務局に相談の案件にさせていただきますので、それだけご了解いただきまして採決の方とさせていただきますが、そんなことで、皆さん方に採決をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

【拍手多数】

◎議 長

3件まとめて、今回はそういうことで、進めさせていただきます。

それでは、ご意見も出揃いましたということで、質疑を終結し採決いたします。

議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案の通り許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議 長

はい、ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案の通り、許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達いたします。

続きまして、日程第6 議案第32号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題と致します。農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課 入室】

◎議 長

それでは、事務局及び担当課に説明を求めます。

【事務局説明】 【農林振興課説明】

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

【質 疑】

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

9ページ及び別添をご覧ください。

議案第32号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別添「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について意見を求める。

令和8年8月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

市長部局農林振興課より、海津市農用地利用集積等促進計画を作成するにあたり、農業委員会の意見を聞かれるものです。詳細は担当課から説明します。

◎農林振興課 林 主事

私の方から「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について、説明させていただきます。

はじめに、「農用地利用集積等促進計画」について説明いたします。「農用地利用集積等促進計画」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農地中間管理事業を通じ

て、農地の権利設定と移転に係る貸借、農作業の委託を行う場合、農地利用の効率化と生産性の向上を進めることを目的とし、農地の貸し借りを行う計画です。

別添1の1ページ目をご覧ください。①（様式3号の1）については、農用地利用の集積・集約化を目的に、出し手から農地中間管理機構を介して、受け手への貸付内容を取りまとめた表となっております。

この表の見方については、左側から順番にお伝えします。1つ目のブロックは、出し手の土地の情報が記載されております。2つ目のブロックは、契約の内容が記載されております。3つ目のブロックは、出し手の情報が記載されております。4つ目のブロックは、受け手の情報が記載されております。

今回、意見を求める土地は、No.1からNo.147の合計147筆、面積364,108㎡が対象となります。区分ごとの内訳をお伝えいたします。

契約区分としましては、No.1からNo.17の17筆、面積12,609㎡が新規契約となります。No.18からNo.145の128筆、面積345,079㎡が更新契約となります。No.146とNo.147の2筆6,420㎡が解約し再度契約となります。

権利区分としましては、使用貸借12筆、面積9,118㎡、賃貸借135筆、面積354,990㎡となります。

出し手の人数は、●●●●他69名、受けての人数は、（有）●●●●他17名となります。

3枚はねて②の表をご覧ください。②の表は、貸付先の変更内容を取りまとめた表となります。この表の見方については、左側から順番にお伝えします。1つ目のブロックは、受け手が変更となる土地の情報が記載されております。2つ目のブロックは、土地の契約内容が記載されております。3つ目のブロックは、土地の所有者が記載されております。4つ目のブロックは、現在の受け手の情報が記載されております。5つ目のブロックは、変更後の受け手の情報が記載されております。

今回意見を求める土地は、No.1からNo.15の合計15筆、面積31,639㎡が対象となります。賃借権の移転内容は、No.1とNo.2では、有限会社●●●●から●●●●へ、No.3からNo.5では、有限会社●●●●から●●●●へNo.6からNo.14では、●●●●から有限会社●●●●へ、No.15では、●●●●株式会社から有限会社●●●●への変更を予定しております。

続きまして、再度1ページをご覧ください。No.11●●●●及び、No.16、No.17●●●●について、農地中間管理機構を介していずれも株式会社●●●●との契約をしております。賃借料については、他の契約より金額が高い為、農地中間管理機構を通じて、農地中間管理機構と岐阜県が事前に協議を行いました。その結果、額の決定については、双方合意のうえ、設定されたものであるため、農地中間管理事業の事務の手続き上の問題がないとの回答を頂いております。

なお、その他の契約についても、地権者及び担い手、双方合意のもとで手続きを行っております。

今回の「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」の説明は以上の内容となります。

よろしくお願いします。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。それぞれから説明がございました。

かなり細かいので、見にくいと思います。それぞれの地域の方から、今日ご出席していただいておりますので、自分の地域の土地が、どなたが担い手としてやられるかというようなことで見ていただけるといいかなと思います。また、先ほど金額が大きい方については、特別説明がありました。どちらにしても、中間管理機構等の地権者との契約を通じてのことですので、中には新規の方もお見えですけど、継続されておる、そういう契約もあるということですので、何かご質問ございましたら。お願いいたします。よろしいでしょうか。

【挙手する者なし】

◎議 長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第32号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 33名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第32号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

続きまして、日程第7 議案第33号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、を議題と致します。 それでは、事務局及び担当課に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

議案第33号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

農業振興地域整備に関する施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり計画変更の申し出があったので意見を求める。

令和8年8月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

市長部局農林振興課より、農業振興地域整備計画の変更に対し農業委員会の意見を聞かれるものです。詳細は担当課から説明します。

◎農林振興課 神田課長補佐

議案説明の前に、農業振興地域整備計画について、説明させていただきます。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を保全する

とともに、各種施策を計画的に実施するため、市町村が定める総合的な農業振興を図る計画です。その計画において、定められている農用地利用計画は、今後10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地、及び、農用地区域内における、農業上の用途を指定している計画であり、海津町においては昭和47年度に、平田町及び南濃町においては昭和46年度に策定されております。

農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会から、また、同法施行令第3条第3項の規定により農業協同組合、及び関係土地改良区から、ご意見を聴くものと規定されております。また、計画の変更は、原則として年1回とされております。つきましては、これらの規定に基づき、今回、ご意見を伺うものであります。

それでは、議案説明に移らせていただきます。

本年4月1日から6月30日の農振除外等の申し出期間中に受け付けました案件は、受付番号1から4番の計4件です。農用地区域から除外する土地として、3件、3筆、田1,255平方メートル、畑732.16平方メートル、合計1,987.16平方メートルでございます。農用地区域の用途区分を変更する土地として、1件、1筆、畑291平方メートルでございます。

続きまして、申し出内容について、受付番号、土地の所在、地目、面積、転用事業者、除外理由の順に読み上げます。

1. 海津町馬目字道上●●●●番、畑、646平方メートルの内 364.16平方メートル、●●●●●、農家分家住宅。

現在、転用事業者は、海津町の賃貸住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い、手狭になり、父所有地を借り受け、住宅を新築されるものです。

2. 平田町西島字村中●●●●番、畑、368平方メートル、●●●●●、農家分家住宅。

現在、転用事業者は、平田町西島の実家で生活しておりますが、子の成長に伴い、手狭になり父所有地を借り受け、住宅を新築されるものです。

3. 南濃町吉田字三切●●●●番、田、1,255平方メートル、有限会社 ●●●●●、資材置場。転用事業者の運送事業拡大に伴う事業継続のため、自己所有地に、運送用資材や運搬物を保管する資材置場を設置されるものです。以上の3案件でございます。

続きまして、農用地区域の用途区分を変更する土地として、4. 海津町長瀬字郷中●●●●番1、畑、291平方メートル、●●●●●、農業用倉庫。転用事業者の父が建築した農業用倉庫を、現在の利用実態に合わせて、用途区分を「農振農用地」から「農業用施設用地」へ変更されるものです。以上の1案件でございます。

なお、今回、説明いたしました4案件につきましては、いずれも岐阜県との協議を経て、農業振興地域整備計画の変更を進めてまいります。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

【挙手する者なし】

◎議 長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第33号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第33号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

【農林振興課職員 退室】

◎議 長

それでは本日本日の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後5時05分）

議事録署名者

3 番

5 番

議 長